

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

草津市では、平成22年3月に「草津市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を基本理念と定め、市長部局と教育委員会が協力しながら、「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「地域に豊かな学びを創る」の3つの目標のもと、本市教育の向上に取り組んできました。

この間、国においては、改正教育基本法を踏まえ、子どもたちの「生きる力」を一層育むことを目指した新学習指導要領を平成23年度から段階的に実施しています。さらに、「いじめ防止対策推進法」の制定など、様々な教育改革を推し進めています。

また、我が国の社会状況は、少子高齢化やグローバル化、高度情報化が進展することにより、新たな課題が顕在化するとともに、東日本大震災を機に「人の絆（きずな）」の大切さが再認識されるなど、大きく変化しています。

ただ、社会がどのように変化しようとも、子どもたちが自らの力で人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するとともに、社会の中で役割を果たすためには、一人ひとりの「生きる力」を確実に伸ばしていくことが必要であり、教育の果たす役割が今後一層、重要となってきます。

このような中で、第1期計画が計画策定から5年を経過することから、平成27年度を計画初年度とする「第2期草津市教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）」（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

第2期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第1期計画の成果と課題などを踏まえるとともに、国の第2期教育振興基本計画を参酌しながら、平成27年度からの5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにし、本市の教育の一層の推進を図ります。

2. 計画の位置づけ

○本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画（平成25年度～平成29年度）を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

○本市の市政全般にかかる総合計画である「第5次草津市総合計画」を踏まえた、教育行政分野における計画です。また、子ども・子育て部門における「草津市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を保ちながら、施策を推進していきます。

3. 計画期間

○平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間です。

○第1期計画の後期5年の計画に当たります。

○計画期間中であっても、法改正などにより大幅な変更を必要とする事象が生じた場合は、見直しを行います。